府令

○内閣府令第四十六号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三十四第一号中「及び住民票」を「、住民票」に改め、「これらの者が」を削り、「外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第三十四条の六十八第三項第三号を除き、」に改め、同条第二号中「）及び」を「）、」に改める。

第三十四条の六十八第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

別紙様式第二十号5の表記載上の注意1中「居住地」を「住所」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の十四第一号中「及び住民票」を「、住民票」に改め、「これらの者が」を削り、「外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第二十五条の四十五第三項第三号を除き、」に改め、同条第二号中「）及び」を「）、」に改める。

第二十五条の四十五第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十条第一号中「及び住民票」を「、住民票」に改め、「これらの者が」を削り、「外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第百七十条の二の二第三項第三号を除き、」に改め、同条第二号中「）及び」を「）、」に改める。

第百七十条の二の二第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

別紙様式第二十号5の表記載上の注意1中「居住地」を「住所」に改める。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第四条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

別紙様式第一号5の表記載上の注意1中「居住地」を「住所」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一号中「及び住民票」を「、住民票」に改め、「これらの者が」を削り、「外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本」に改め、同条第二号中「）及び」を「）、」に改める。

（保険業法施行規則の一部改正）

第六条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二百三十九条の五第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

別紙様式第二十八号5の表記載上の注意1中「居住地」を「住所」に改める。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第七条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の六第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

附属雛形5の表記載上の注意1中「居住地」を「住所」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の六第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

別紙様式第十号5の表記載上の注意1中「居住地」を「住所」に改める。

（信託業法施行規則の一部改正）

第九条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第八十条の五第三項第三号を除き、」に改める。

第八十条の五第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

別紙様式第十九号第2面記載上の注意3(3)中「外国人登録証明書等」を「住民票等」に、「通称名」を「通称」に改める。

別紙様式第二十三号5の表記載上の注意1中「居住地」を「住所」に改める。